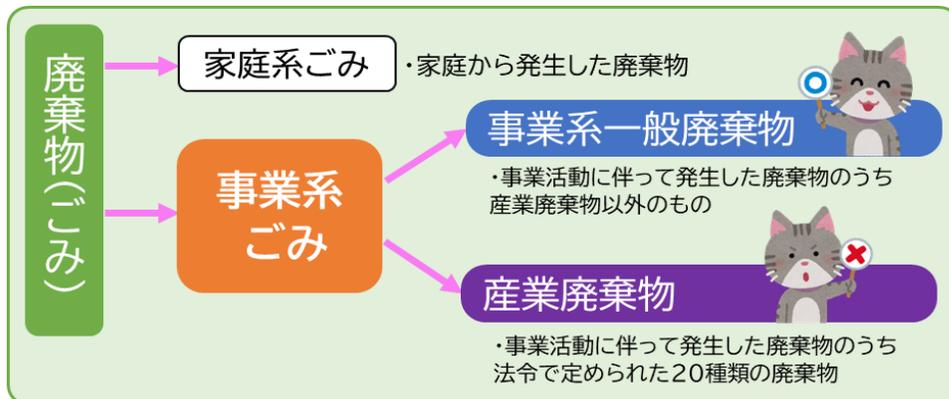


～ 北薩広域行政事務組合からのお願い ～

事業系ごみの適正処理について

●北薩広域行政事務組合で処理できるのは事業系一般廃棄物のみです。

当組合（環境センター・リサイクルセンター）で処理できるものは、事業系一般廃棄物（下表参照）のみです。産業廃棄物は、産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください。



●北薩広域行政事務組合で処理できるもの・できないもの

産業廃棄物（処理できません）

産業廃棄物（廃掃法で規定された20種類の廃棄物）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類
ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
鋸さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず

紙くず

- ・建設業（新築・解体・リフォーム）から出た紙くず
- ・紙製造業、新聞業、製本業、印刷物加工業から出た紙くず
- ・パルプ、紙または紙加工品の製造業

木くず・繊維くず

- ・建設業（新築・解体・リフォーム）から出た木くず、繊維くず
- ・木材または木製品製造業から出た木くず、繊維くず
- ・パルプ製品製造業・輸入木材の卸売業・物品賃貸業から出たもの
- ・繊維工業（製糸、紡績、織物業など）から出た繊維くず
- ・パレットを含む貨物の梱包用木材

動物系固形不要物・動植物性残さ

- ・食料品製造業等において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物

廃プラスチック類

- ・ペットボトル、プラスチック製容器、発泡スチロール
PPバンド、ラップ類やトレイ、ビニール袋、合成ゴムなど

金属くず

- ・スチール製品（机、椅子、ロッカー等）、空き缶、刃物類
アルミホイール、一斗缶など

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

- ・空きびん、板ガラス、コップ等のガラス類、電球（蛍光灯）
茶碗等の陶器類、植木鉢など

事業系一般廃棄物（処理できます）

事業系一般廃棄物

事業所から排出された、産業廃棄物以外の廃棄物

リサイクル可能な紙類（リサイクルセンター）

コピー用紙、段ボール、新聞、雑誌、封筒
包装紙、付箋紙、チラシ、シュレッダーくずなど

リサイクルできない紙類（環境センター）

カーボン紙、写真、ちり紙、感熱紙
紙コップ、油紙、コーティング紙など

草・木・繊維製品（環境センター）

落ち葉、枯れ草、割りばし、天然繊維
（木綿、絹）の端切れなど

食品廃棄物（環境センター）

食べ残し、売れ残り、調理残さなど

缶・ビン・ペットボトル、弁当容器等（リサイクルセンター）

社員が飲食した缶・ビン・ペットボトル等で
きれいに洗って分別してあるもの

注：阿久根市のリサイクルごみは、リサイクルセンターで受け入れできません。